

入院時の食事代の標準負担額が変わります

平成30年
4月1日
から

保健医療課医療予防係 ☎0824-73-1155 国保年金係 ☎0824-73-1158

Q 入院時の食事代の標準負担額とは？

A 病気やけがなどで入院した際に、診療や薬にかかる費用とは別に、食事代として自己負担することになる1食当たりの金額のことです。この金額は世帯の所得状況によって決まります。

Q どのように変更されるのですか？

A 平成30年4月1日から、住民税課税世帯の方の食事代の標準負担額が360円から460円になります。
なお、住民税非課税世帯と低所得者Ⅰ・Ⅱの方や指定難病患者の方、小児慢性特定疾病患者の方（県の交付する「特定医療費（指定難病）受給者証」や「小児慢性特定疾病受給者証」を持っている方）の金額は現行のまま据え置かれます。

入院時の食事代の標準負担額（1食当たり）



平成30年3月31日まで

所得区分		標準負担額
<u>住民税課税世帯</u>		<u>360円※</u>
住民税非課税世帯	90日までの入院	210円
低所得者Ⅱ	長期入院該当（過去12カ月で90日を超える入院）	160円
低所得者Ⅰ（住民税非課税世帯かつ一定所得以下）		100円



平成30年4月1日から

所得区分		標準負担額
<u>住民税課税世帯</u>		<u>460円※</u>
住民税非課税世帯	90日までの入院	210円
低所得者Ⅱ	長期入院該当（過去12カ月で90日を超える入院）	160円
低所得者Ⅰ（住民税非課税世帯かつ一定所得以下）		100円

※指定難病や小児慢性特定疾病などで入院する方は、1食当たり260円となります。

■住民税非課税世帯と低所得者Ⅰ・Ⅱの方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要となります。申請月の1日からの認定となりますので、入院する場合はお早めに申請をお願いします。